

### 第33号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年5月27日

品川区長 濱 野 健

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

#### 記

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第37条の5第1号および第2号中「同条第4項」の次に「または第5項」を加える。

付則第5条の2中「同条第4項」の次に「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第5条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「または第3項」を、「同条第4項」の次に「または第5項」を加える。

#### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の第37条の5第1号および第2号、付則第5条の2ならびに付則第5条の2の2の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(説明) 地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。